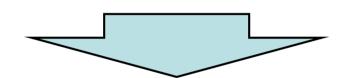
# 原子力発電所に係る状況について

2013年10月31日 関西電力株式会社

### 福島第一発電所事故からの反省

- ①発生確率が極めて小さいシビアアクシデントへの取組みが不十分だったのではないか
- ②法令要求を超えて安全性を向上させるという意識が低かったのではないか
- ③世界の安全性向上活動に学び、自主的に改善する取組みが不足していたのではないか



### 安全性向上の取組みの観点

①深層防護(5層)による安全確保の強化

②規制の枠組みにとどまらない安全性向上の推進

③世界に学ぶ安全性向上活動の強化

### 深層防護(5層)による安全確保の強化

設計基準外(シビアアクシデント)	第5層	人的被害防止 環境回復		
	第4層	;	大規模な放出防止 格納容器損傷防止 (放出抑制・拡散緩和)	
	第3層	事故の影響緩和	著しい炉心 損傷防止	
設計基準内			炉心損傷防止 格納容器健全性維持	
	第2層	異常拡大防止		
	第1層	異常発生防止		

【事故以前の対策】	【事故直後の対策】	【さらなる安全性向上対策】
防災	・緊急時対応体制の強化、充実	・原子力緊急事態 支援センター の整備
アクシデントマネジメント ・常用機器等による炉心 損傷回避、格納容器破	・シビアアクシデント対策 -がれき撤去用 重機の配備 等	<ul><li>水素燃焼装置(イグナイタ)</li><li>・恒設非常用発電機</li><li>・免震事務棟</li><li>・フィルタ付ベント設備</li><li>・特定重大事故等対処施設</li></ul>
損回避のためのアクシ デントマネジメント対策	•緊急安全対策 電源確保 冷却確保 浸水対策	<ul><li>・空冷式熱交換器</li><li>・代替蒸気発生器給水ポンプ</li><li>・中圧ポンプ</li></ul>
	炉心冷却装置、 F器スプレイ系等	
異常核	· 竜巻対策 · 外部火災対策 · 火災防護対策	
か	/ターロック等	・防波堤のかさ上げ 等

#### 福島第一発電所 事故以前の 対応範囲

福島第一発電所事故後の 対応範囲 (赤字:自主的な取組み)

#### 安全性向上対策を実効ならしめるためのソフト面の強化

- 訓練、マニュアル整備
- ・人材育成(原子力安全システム全体を俯瞰できる人材等)
- ・シビアアクシデント対策プロジェクトチームの設置等

- ◆ 7月に施行された新たな規制基準では、従来の安全基準を強化するとともに、新たにシビア アクシデント対策が盛り込まれた
- ◆ 事故後の安全向上対策や、事業者が自主保安で実施してきたシビアアクシデント対策により、 新規制基準の多くは対応済みだが、追加対策も必要

### <従来>

シビアアクシデント対策 (事業者の自主保安)

#### 従来の安全基準

炉心損傷は想定せず (単一故障のみを想定等)

自然現象に対する考慮

火災に対する考慮

信頼性に対する考慮

電源の信頼性

冷却設備の性能

その他の設備の性能

耐震•耐津波性能

#### 新規制基準

放射性物質の拡散防止

意図的な航空機衝突への対応

格納容器破損防止対策

炉心損傷防止対策 (複数の機器の故障を想定)

自然現象に対する考慮

火災に対する考慮

信頼性に対する考慮

雷源の信頼性

冷却設備の性能

その他の設備の性能

耐震•耐津波性能

シビアアクシデント 対策を新設

航空機衝突対策 (特定重大事故等対処施設の設置)



施行後5年間は適用猶予









火山

山火事

直下に活断層

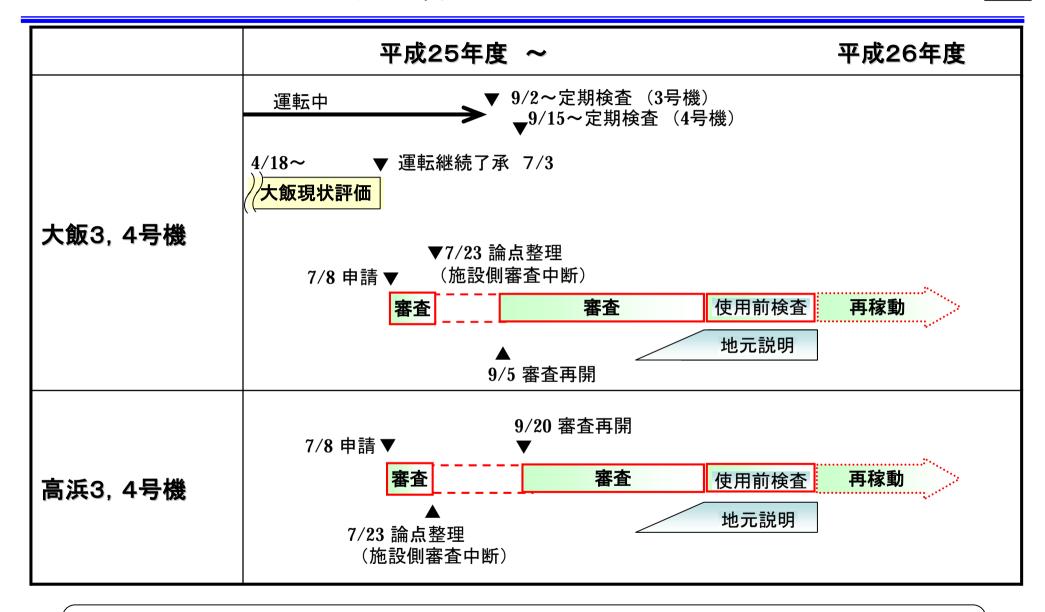


設計基準の強化

設計基準の強化

のないこと 地震・津波に関する

## 安全審査のスケジュール



順次ヒアリングを進めており、大飯3,4号機は12月上旬、高浜3,4号機は12月中旬に 全ての資料を提出する見込み

#### 【主要課題1】

大飯3,4号機

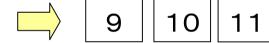
『継続中の<u>敷地内破砕帯評価</u>に関して、原子力規制委員会 として



- 一定の見解が取りまとまった後、審査を進める』(7/23 審査会合)
- ⇒ 9/5 大飯発電所敷地内破砕帯調査について一定の見解がまとまったことから審査再開

#### 【主要課題2】

高浜3,4号機



『地下構造の把握や津波評価に関する論点から審査を開始する』(7/23 審査会合)

⇒ 9/20 地下構造の把握や津波評価に関する論点は概ね整理されたとの見解が 表明されたことから施設側の審査再開

#### 【主要課題3】

高浜3,4号機、大飯3,4号機

『FO-A、FO-B、熊川断層は3連動を考慮する場合を基本ケースとする』 (7/23 審査会合)



12

13

トレンチ概要 長さ 約70m

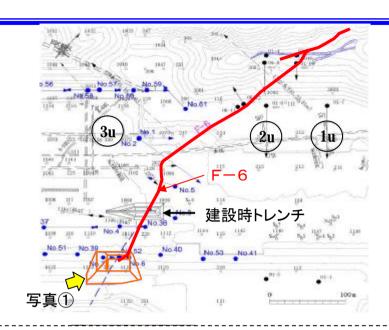
深さ 約40m

約50m

## 主要課題1 大飯発電所敷地内破砕帯(1/2)

南側トレンチ全体写真

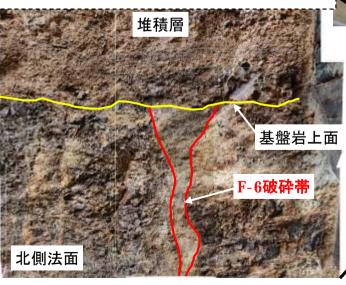
写真①



F-6破砕帯は上位の堆積層に変位・変形を及ぼしていない

堆積層

岩盤





南側トレンチ東端付近

### 主要課題1 大飯発電所敷地内破砕帯(2/2)



F-6破砕帯は、約23万年前の火山灰を含む地層に変位変形を及ぼしておらず、 少なくとも後期更新世以降(約12~13万年前以降)活動していない

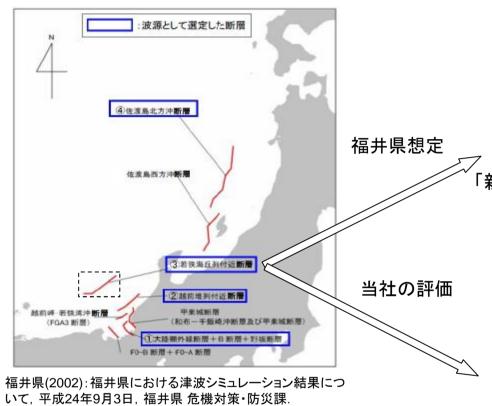
- -9月 2日 大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- ⇒F-6破砕帯について、「<u>破砕帯は将来活動するおそれのある断層等にはあたらない」との共通見解が示された。</u>
- •9月 5日 原子力規制委員会
- ⇒大飯の審査再開を決定

## 主要課題2 高浜発電所の津波評価(1/3)

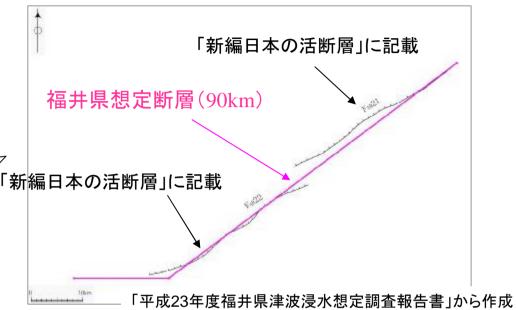
### 〔経 緯〕

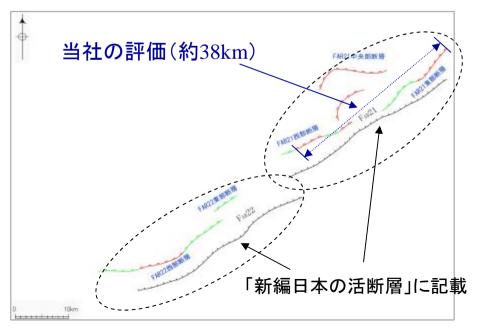
- ① 東北地方太平洋沖地震以降(平成23年3月~)
  - 緊急安全対策として、福島第一原子力発電所と同程度の津波に対しても、水密 扉等による浸水対策により安全上重要な設備を防護
- ② 新規制基準施行後(平成25年7月~)
  - ・「行政機関の津波評価について、その内容を精査した上で、科学的・技術的知見を基準津波に反映させること」という新規制基準に従い、福井県が長さ約90kmと想定している若狭海丘列断層について科学的知見をもとにデータを精査した結果、長さは38km程度と評価し、申請した(H25.7.8)
  - ・規制委員会は、審査会合(7/23)にて若狭海丘列断層(90km)を基準津波の 波源の一つとして評価するよう指摘
- ③ 新規制基準への適合性審査における対応
  - <u>審査を早期に進めるために、若狭海丘列断層(90km)に近傍の海底地すべりを</u> 組合せた津波水位を基準津波とし対策を説明(8/14、9/18)

## 主要課題2 高浜発電所の津波評価(2/3)

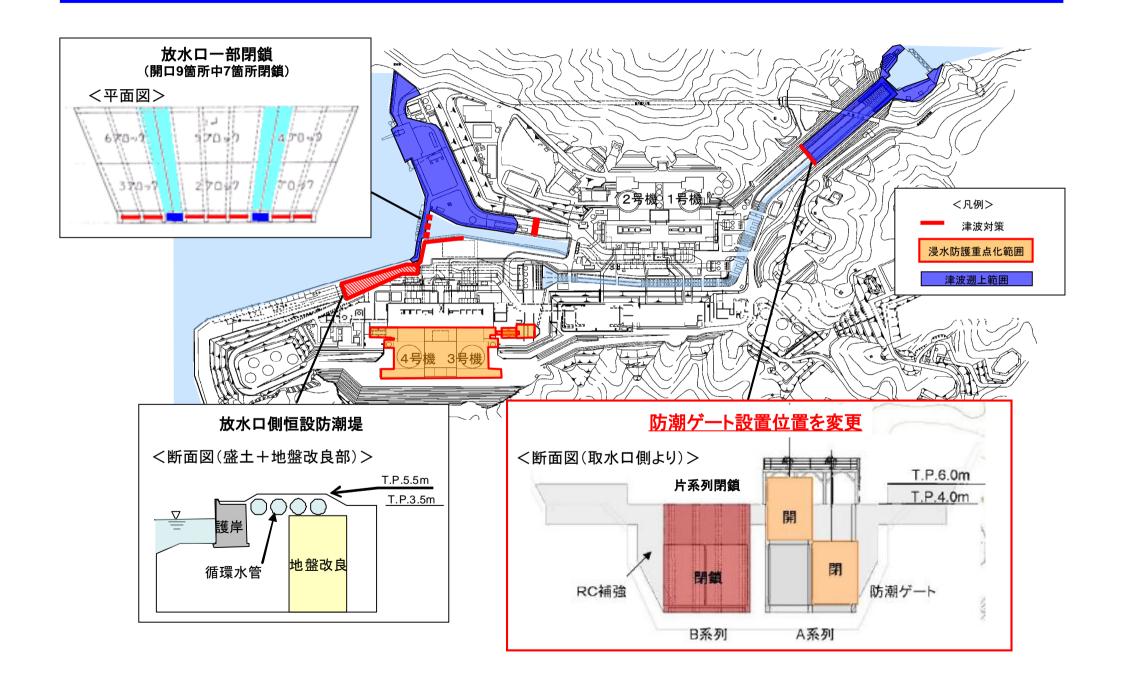


- 〇福井県は、「新編 日本の活断層」に記載された2条の 文献断層を含めて全長90kmで評価している。
- 〇当社は、海上音波探査記録の再解析の結果、「新編日本の活断層」が示す位置には、断層が認められず、「新編日本の活断層」が示す位置の北西部に、数条の断層が確認されていることから、これらのうち、FAR21付近の約38kmを最も大きな波源として評価した。





## 主要課題2 高浜発電所の津波評価(3/3)



## 主要課題3 断層の3連動(FO-A,Bと熊川断層)(1/2)

### 1. 大飯3, 4号機 運転継続のための現状評価(平成25年4月~)

・当社は3連動について、蓋然性が十分低いことを説明した上で、3連動を仮定 した地震動を用いて重要な安全機能を有する主要な施設の耐震安全性を確認

### 2. 新規制基準適合確認のための審査申請以降(平成25年7月~)

・原子力規制委員会は、「FO-A、FO-B断層と熊川断層は同じ地質構造であり、 3連動を考慮する場合を地震動評価の基本ケースとすること」との論点を提示 なお、原子力規制委員会は技術的議論は行うと言及(H25.7.23)

### 3. 第27回審査会合(平成25年10月2日)

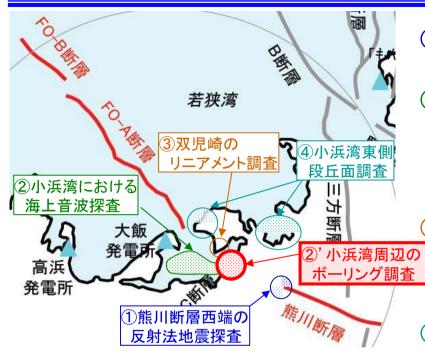
#### 【規制委員会からの指摘】

- ・三連動の蓋然性が小さいという関西電力の主張の妥当性を判断するには、 データが十分ではない
- 大飯のトレンチと同じで、データをしっかり示せば一致した結論が出る

#### 【当社の対応】

・これまでの調査結果を再整理し丁寧に説明するとともに、小浜湾内での追加ボーリングによる海底地質調査など調査データの拡充にも取り組む

## 主要課題3 断層の3連動(FO-A,Bと熊川断層)(2/2)



#### 

#### ①熊川断層西端の反射法地震探査

→15Km離隔(F0-A断層⇔熊川断層)

#### ②小浜湾における海上音波探査

海上音波探査結果が示す基盤の変位は熊川断層とFO-A断層をつなぐ可能性有りと一部から指摘あり

→基盤の変位は熊川断層とF0-A~F0-B間の方向と斜交しており、表層の変位は、マウンドの形状である(2) 追加ボーリング調査を実施)

#### ③双児崎のリニアメント(地形のずれ)調査

双児崎にFO-A断層と熊川断層の連続性を示唆する地形のずれ有りと 一部から指摘あり

→断層活動を起因とする横ずれや段差無し

#### ④小浜湾東側段丘面調査

断層活動により、小浜湾東側の地盤が西側に比べて沈降していると 一部から指摘あり

→東西の同年代の古い地層の高さを調査した結果、沈降していない

# ⑤濃尾地震断層周辺との比較によるFO-A~FO-B断層と熊川断層に関する検討

F0-A~F0-B断層と熊川断層の関係は連動した濃尾地震断層帯に類似と評価会合で指摘

→F0-A~F0-B断層と熊川断層との間に超丹波帯が存在 連動していない濃尾地震断層帯と福井平野東縁断層帯 (両者間に飛騨外縁帯が存在)との関係に類似

- 〇当社は、新規制基準適合性に係る審査にあたっては、引き続き真摯に対応 してまいります。
- 〇当社は、規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的、かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考えており、今後も、世界最高水準の安全性を目指し、国内外の最新の技術情報の収集、分析に努め、原子力発電所の安全性、信頼性の向上に努めてまいります。